

## ダントレーヴ「法に関する二つの問題」(1962年)

三島, 淑臣  
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/1485>

---

出版情報 : 法政研究. 31 (3), pp.39-52, 1965-03-15. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

ダントレーヴ「法に関する二つの問題」 (一九六二年)

三 島 淑 臣

一

現代法哲学にとって、自然法問題の再検討という課題はさけて通ることの出来ない大きなアポリアであることに何人も異論はないであろう。それは、一方では伝統的な法実証主義的思考の破産という歴史的経験と、他方では自然法的連続性の現代的回帰という相互に関連しあう二つの動因によって、法をめぐる現代の思想状況が大きくゆさぶられていることに基いていると思われる。自然法的伝統にきわめて疎遠な英国や、プラグマチズムとリアリズム法学にいろどられて来た米国においてすら、自然法的思考は抜きがたい大きな影響力をもつに至っている。こうしたいわゆる「自然法問題の再検討」に関して、戦後の法理論、特に英米のその中で果たしたダントレーヴの功績は高く評価されなくてはならないであろう。著者の *The Natural Law - An Introduction to the Legal Philosophy, 1950* はすでに久保正幡教授の邦訳によってわが国にも周知知られているところであり、自然法理論の歴史的再評価ならびに現代法哲学に対してもつその理論的価値を誤解や偏見から解きはなつて明るみに出すという意味で重要な役割を果たした。ところで、この『自然法』は、どちらかといえば歴史的関心を中核としており、その現代的意義を論ずるに際し

紹介しても、法哲学の現代的諸問題に対して自然法も充分発言力を持ち得るものであるという、いわば現代法哲学における自然法の市民権の要求ともいふべき消極的発言でしかなかった。その後、ダントレーヴは一九五六年に *The Case*

*for Natural Law Re-examined* (*Natural Law Forum*, Vol. 1, 1956) において、更に一步を進めて、現代法哲学に解決をせまる問題（特に∧法の本質∨、∧法と道徳の関係∨、∧理想法∨の問題）をめぐって、自然法的アプローチを現代法哲学の諸傾向、特に分析哲学的法実証主義に対決せしめ、その理論的優秀性を立証するとともに、自然法的アプローチの三つの型（存在論的、技術論的、義務論的）を分ち、特に最後のそれ即ち義務論ないしは価値論としての自然法の觀念に深い共感を示したのであった。そこでの議論の詳細を紹介することはここではさしひかえ、ただこの論文が、自然法反対論者にも充分得力をもって容認し得るような形で自然法理論の功罪を検討するという純理論的、「哲学的」な議論であったということを描するにとどめる。

本稿でとりあげ紹介しようとする彼の論文 *A. P. d'Entreve, Two Questions about Law* (in *Existenz und Ordnung* ≧ *Festschrift für Erik Wolf*, 1962) は、前述のようなダントレーヴの自然法問題再検討の問題意識にっらなりつつ、この問題に従来とは他少異なる角度からアプローチを試みているものとして、短いものながら極めて示唆に富むものがある。ここでダントレーヴは、かれのいわゆる∧義務論的∨ *deontological* アプローチの立場を、固有の法理論の中ではなくして、政治理論の地平の中で擁護しようとしているように見えるからである。以下、この論文の紹介を中心に、必要に応じて前記 *The Case for Natural Law*……の所論を参照しつつ、最近のダントレーヴの問題提起の意味を考えてみたいと思う。

(一) この論文に関する紹介として既に、松平光央「現代自然法論(一)」(「綜合法学」一九六三年、二月号)が特に自然法的

アプローチの三つの型について手ぎわよい概観を与えている。

## 二

先づ著者はカントの「法律論」緒論における有名な「法の定義」の困難性に関する言及を引用しつつ、カントが法に関して二つの問題——即ち定義の問題と評価のそれとを区別していることに注目する。そして定義の問題とは「一定の時と場所において何が法であるか確言する」問題、すなわちある種のルール群を「法」として認識し、他のルールから取出すための規準（クリテリア）の確定の問題であり、法律家が専門用語において日常的に使用する用語の表言するところのものであり、その関心はいかなる法が△妥当▽ (valid) しているかにある。これにたいして、評価の問題とは、当該の法が命じているところの事柄が正当なりや不当なりやを決定する問題である。それは法は「義務的」obligatoricであり拘束的 binding であるのは何故であるかを確証するものである。法なるものが可能なのは一体如何にしてであるかを確定しようとする、カントのいわゆる法の「超越論的演繹」なるものはダントレーブによればこの定義と評価の両者を同時に含むものである。

こうしたカントの要求の光のもとで法理論の現状を検討することが本論の目的である。そして、著者は、この観点から眺める時、二つの主要なカテゴリーの潮流が区別されるとする。その一つは専門の法律家によってもっとも広く受け容れられているものであり、法実証主義がこれである。これに対し、法実証主義の教説の一部もしくは全部に反対する理論を「自然法論」と名づける。ここで「法実証主義」と呼ばれているものは、△実定法▽以外には法はないという理論 (Bobbio) であって、「法」という言語の唯一の正しい使用法は法律家のそれであり、「自然法」もしくは

紹介は事実に存在せず、経験的に検証し得ないような法の存在を否定する理論である。これに対し、ここでいわゆる自然法論と呼ばれるものは、上述の意味での法実証主義に反対し、法を全て実定法に還元することを拒否する理論を広く総称するものである (p. 311)。

上述の法実証主義は著者によれば更に細く三つの基本的類型に分たれる。

①命令主義 (Imperativism) —— オースティン・ホブズ・オッカムによって代表される理論型であって、△妥当∇している法は慣習的服従の事実によって保障された「主権者」の命令であるとするもの。

②リアリズム (Realism) —— 特にアメリカで受け入れられ、典型的にはホームズの有名な「法とは裁判所が事実上なすであろう事柄の予言である」という言葉によって、その基本観念は表明されている。法はこの立場にあっては社会現象、判決もしくは有権的決断のプロセスに外ならない。

③規範主義 —— 法実証主義のうちもっとも洗練され、最も複雑なものであって、ケルゼンの決定的影響のもとに現代でもなおヨーロッパの法思考を支配しているもの。法は規範的命題の体系に外ならず、各規範の△妥当性∇は他の規範の妥当性に依存し、窮極的には各規範に関連性を付与し、それらを体系に結合させるところの「根本規範」もしくは、「承認の終局的ルール」ultimate rule of recognition (Hart) を基礎におく。

以上のような分類の後、著者はこれら法実証主義の諸類型に共通なものを求めつつ、その積極的側面を、一定の時、一定の場所 (国家) において何が法であるかを決定する上に若干の適切な手段を提供する点に見出す。この観点からみれば法実証主義は、カントのいわゆる *quid iuris* (何が法とされているか) の問題に対し解答を与えるものであって、法実証主義者達が法の存在の場所を主権者のところに見出すと、判決のプロセスにおいて見出すと、法秩序の承認において見出すとを問わず、彼等の意図は、専門法律家にとって有用なモデルを構成するにある。彼等は法が

△妥当▽するがためにはみたされなければならぬ諸要請を提供する。うたがいもなく、第三のタイプの法実証主義は△妥当性▽と△実効性▽との微妙な区別を主張している。法はたとえ実効性を失っていてもなお△妥当▽しているかも知れない。しかし法の妥当性は窮極的にはそれが法秩序の一部であることに基くのであり、この法秩序は実証的たるためには又ある程度の実効性をもっていなくてはならない。この秩序の実効性の問題は事実の問題であり、経験的検証により解決出来ると考える。

これに対し、法実証主義の否定的側面としては、それら全てがひとしくエンファティックである点が指摘される。法実証主義者にとっては、法は一種の「クロード・ショップ」のごときものであり、法外的、外的な規準は全て排除される。この排除されるものうちもっとも顕著なものは道徳的規準である。法実証主義にとっては「存在」と「当為」、「事実」と「価値」の間には架橋しがたい溝がある。彼等の旗じるしは「論理的中立性」にある。「たとえ善かろうと悪かろうと法は法である」というのが彼等の共通(倫理学の立場として回疑論、不可知論、功利主義、相対主義、理想主義のいづれを取るとを問わず)の言葉である。「そしてこうした自明な事柄の承認にもとずいてのみ法の善悪に関する味意のある議論は出来る」(Felix Cohen)。

著者によればまさにこの点こそ自然法論が法実証主義に対立する点である。ここでいわれる自然法とは「存在」と「当為」の深淵を架橋し、法的経験における評価の役割を保持しようとする点で共通の分母をもつところの、法観念の陳述のこころみの総称であるからである(p. 313)。ダントレーヴは、こうした広義の自然法論を以下三つのタイプに分ける。

①存在論的 ontological 自然法論——存在性と当為性との間に基本的な相関性をみとめることに基いて存在と当為の峻別を否定し、△実在の秩序▽の観念——人定的実定法はその一部にすぎず、それからのみ妥当性を引出すよう

紹介——を主張する。

②技術論的 technological 自然法論——法が確定され、判断される規準を、法そのものの目的、事物の本性」あるいは社会における人間の「類型論的状况」に照らして考案し得るという主張。典型的にはローマ型自然法や現在ではアメリカのフラーによって代表される型の自然法理論。

③義務論的 deontological 自然法論——法に関連するある種の原理もしくは価値が存在し、これらの価値は法の存立 existence of law に関わりをもつという主張である。

以上、三つの自然法の型に共通する点は、それらが、一定の時、所において法が表明した、又はしている事柄の認識の問題を、その表明する事柄の正・不正の認識の問題に従属させる点にある。かくてそこでは法の妥当性即ち効力の問題は法の義務的拘束性のそれに解消され、法の評価が法の定義の名において与えられることになる。

以上のような法実証主義ならびに自然法の諸類型の分類に基いて、著者は先に述べたカントの「法なるものが存在するのは如何にして可能であるか」の問題に対し、いかなる意味での解答をその各々が与えるかを検討する。

先づ、法実証主義は、著者によれば、確かに *quid iuris* の問題は解くけれども、それは法を事実に戻元するという、若干の論理的困難性を代償として支払わなくてはならない。規範主義はこの点、法を徹頭徹尾当為命題とみることにより事実への還元はまぬがれているかにみえるが、窮極的には法秩序の妥当性は事実的な履行状態を必要とするのである。

他方自然法は、正・不正問題を優先させることにより、評価が定義に優先するという重大な困難性をもった帰結に導く。それは例えば、存在論的自然法論のように、悪法の法的性格を否定したとしても、それは悪法が義務的拘束力をもち得ないということを示す言語使用上の方便に過ぎず、又、「法の連結性」を説くことによって「法」という用

語の種々な意味の相違を見落してしまふ。「自然的世界の法則」「国家の法則」「道徳的世界の法則」が規範的性格をもつためには、あらゆる被造物にその使命を与える神的創造者を想定せざるを得ない(この点でトミズムは最も整合的である)。

同様の論理的あやまりは技術論的な自然法論にもあてはまる。「事物の本性」はそれ自身からは決して規規範的命題を生ぜず、それが生ずるためには「事物」自身が既に特定の目的によって性格づけられていなければならないが、目的は選択を含み、これはテクノロジーではなく義務論の地平の上でのみ行なわれるのである。

以上のように法実証主義及びオントロジーとしての自然法、テクノロジーとしての自然法の考え方が不充分だとすると、結局「われわれの主要問題は未解決のままに残される。法はいかにして可能なるかの問題は我々になお対決をせまっている。実証主義者の答えは $\Delta$ 当為 $\nabla$ を $\Delta$ 存在 $\nabla$ の犠牲にしており、自然法論者の答えは $\Delta$ 存在 $\nabla$ を $\Delta$ 当為 $\nabla$ の犠牲にするものである。確かなところ、問題は法がいかにして $\Delta$ 存在 $\nabla$ と $\Delta$ 当為 $\nabla$ の両者を表明し得るのか、いかにしてそれは事実であると同時に当為命題であるのかを説明するにある。両流派ともに一面の真理はあるが、最後の言葉は法、理論の問題であるよりむしろ政治、理論の、それであるように思う」(p. 315)。

### 三

以上のように、法実証主義並びに自然法の二派が、法とは何かの問題に対し、いづれも一面的な把握しか出来ず、結局その全体的な真理性の把握は政治理論の問題であるというのが、前段の結論であった。しからば「政治理論」はいかなる意味で法の全体的把握をなし得るのか、これが以下の問題である。そしてそれは結局先に分類された自然法論の第三の型、デオントロギーの立場を基礎づけることになるであろう。



紹介 先づ第一に、法の事実性は政治理論にとって自明のことであって、法はその善悪にかかわらず、人間行態の型として現存する。その点で彼等は法実証主義者の「悪法も法である」という意見にくみするのである。しかし政治学の観点からすれば、これは問題の出発点にすぎず、この悪法に服従すべきか否かが論ぜなくてはならないのである。まさにこの点において、法実証主義の限界があらわになる。法実証主義は法の形式科学的性格と倫理的中立性の要請によって近代法学に偉大な寄与をなしたのみならず、それは法秩序の統一的論理体系としての完結性の認識をもたらした

ものではあった。しかしそこに法実証主義の正当さも限界もあるのである。結局のところ、問題はいかにして純粹な事実の陳述からして規範的命題が引き出され得るのかという点にある。もし法実証主義者の前提が、法秩序が存在しており、それがある程度の実効性をもっているという点にあるとするならば、いかにして彼らは「権利」といった  $\wedge$  当為  $\vee$  について語り得るのか？ 確かに多くの規則がおびている命令的語法は単なる幻想であるとも解し得るし、それらは記述的表現に改められ、少くとも仮言命法の形で表現され得るかも知れない。しかしわれわれに法が義務的拘束力をもってせまって来ることは、日常的に経験されるところの事実であって、どこからそうした命令、義務は出て来るのか。この問題こそ、政治理論が卒直に問うて来たところのものである。法は何であるかの認識と並んで、それを拘束力あるもの (binding) たらしめるものは何であるかの認識を政治理論は求める。この際、著者の注目するところは、この拘束力は、当該法が表現し又は表現していない道徳的義務からのみ来るのではなく、更にそれと競合する他の妥当化の原理からも来るという点である。われわれは  $\wedge$  実定的  $\vee$  な、 $\wedge$  国家的  $\vee$  な法、一定の時と一定の国において有効な、人間の権威によって設定された法について語るのであって、それらを他のものもるもの規範群から抽出する際の規準は法実証主義の提供する規準に類似してはいなくはない。ケルゼンの「根本規範」やハートの「承認の終局的ルール」の背後には社会的、政治的現実が横たわっているのであって、それは一般に国家という言葉によっ

て意味されているところのものである。

ところで、こうした国家の意味を確定すべき政治哲学は現在、衰退を極めており、言語分析派の猛攻、「政府の生の素材」にのみ関心を集中するところの新しい政治科学の隆盛によって排除せられている。そこで著者は問題を「権力」の概念に集約し、この「権力」概念の開明によって国家の問題を開明することを示唆するのである。その際、彼は、ルソーにならって、われわれに服従を強制する権力 *a power which we are forced to obey* と、われわれに承認を義務づける権力 *a power which we are obliged to acknowledge* とを区別し、前者を「力」*might*、後者を「権威」*authority* と名づけることを提案する。そして、小銃の威脅によって犯罪者を拘引する警官を例としながら「力」の平面と権威のそれとの中間に、中間的な平面、「ここでは力はもはや純粹な力ではなく、而もなお未だ権威でないような第三の次元」(p. 318) の存在を示唆する。そしてこれが本来の「権力」の領域であり、警官について、彼の力、彼の権威でなくして彼の権力について語るように、国家についてもわれわれはこうした意味での「権力」について語るのであり、そしてその両者は実は法の存在によって造り出される——法による「創造物」であると結論する。結局、ダントレーヴの言をかりれば、「権力とは力の法的(＝合法的)使用であり、権威とは正当な権力である」(p. 319) ということになる。政治学は、この単なる力とは異なる権力構造の理解のためにはその制度化の形式たる法秩序を無視してはならない。法律家が国家という言葉で観念し、擬人化しているものは実はこの法秩序に外ならないのである。国家という観念に何らかの意味があるとすれば、それは、単なる「同化と命令と期待とのパターン」(ラスウェル)といったものとは異ったもっと複雑なものを指示していなければならないのである。国家の概念は法的概念であって、社会学的概念ではないのである。しかし、法秩序を国家というものに擬人化することが、「法とは何か」という問題が何故に国家を事実とみるか価値とみるかによって左右されるかを明かにする。もし近代

## 紹介

国家における権力の集中ということが単なる事実であるとみられる時には、規範命題の全体系は仮言的命令ないしは力の行使に関する規則（国家がそれを守る限りでの）の体系にすぎないことになる。この場合は、いわゆる法の「悪人説」的観念 “bad man's” notion of law が正しいことになり、法は固有の意味における「義務づけ」を一切含まぬことになる。法が力の行使の単なる陳述でなくして、拘束力をもち真正の当為命題であるがためには、われわれは国家の实在という単なる事実に加うるに 価値命題をもってせねばならず、国家の命令を特殊な賞讃で飾らねばならず、更におそらくは根本規範を定言命法と考えなくてはならないであろう。言いかえれば、国家の権力についてのみならず、国家の権威についても語ることが出来なくてはならないであろう。M・ヴェーバーのいわゆる権力の正当化の理論の意味するものもこれに外ならない。そして、ヴェーバーにとって、宗教的啓示及び伝統的なものの神聖性の失われた今日、法秩序の正当化の唯一の整合的な型が自然法であったように、著者にとっては、この自然法は先述の法の問題への義務論なアプローチであるということになる。それは又、いわゆる「原理の決断」ということも出来るのであって、我々は「日々の投票」によってこうした決断（それは無意味でもなければ、又かならずしも非合理的なものでもない）をたえずなしているのであり、これによって法の義務的拘束力の証人となり同時に又、法の存立に寄与しているのである。

## 四

以上、われわれはダントレーヴの所論の概略をたどって来たわけであるが、全体としての印象から言って、特に注目せられる点は、一節で簡単にふれておいたように、ここでは、法実証主義か自然法かという対立を、法哲学固有の地平でよりもむしろ政治学的地平において解決しようとする著者の努力である。それは一方では、法実証主義が

quid iuris の問題に關して法の実定性、國家權力との連関を強調する点において一面の眞理をもつことをみとめると共に、それが政治學的觀點からみて法をめぐる更に重要な問題——当該の法に服従すべきか否か、その法の良否の問題に對して明確な答をあたえることが出来ない点にその限界をみとめる。他方、自然法は、法の善惡の評価の問題、法の拘束力の問題に對して明確な解答を与えることが出来るかわりに、法における存在の契機——國家權力の要素を充分納得させることが出来ない点にその不充分さをみとめる。そして、この事實としての法と、その拘束力をむすびつけるものとして、M・ヴェーバーのいわゆる「權力の正当化」の現象を取り上げ、かような正当化の機能を(少くとも現代において)最もよく果たし得るべき法思考として、デオントロジーとしての自然法が容認されるのである。こうした角度からする自然法——法実証主義の問題へのアプローチの仕方は、現代では極めて斬新なものであり、われわれに法理論を進めて行く上で新しい展望をもたらすものであると言ふことが出来る。さらに、ここでのべられたようなアプローチは、実は法の本質に關する議論のみならず、例えば「法と道德の關係如何」というような問題に對しても大きな示唆を与えるものである。何故ならば、かつてダントレーヴも主張したように、「法と道德との區別の問題は政治思想の發展ときわめて密接に結合している」のであり、「この問題は國家活動の目的および限界の問題とも合致するし、政治的および宗教的自由の歴史とも合致する」からである。<sup>(一)</sup>

法実証主義批判の点に關しても、それを内在的に批判するよりもむしろ、ここでとられたような政治學的視角からその論理的完結性の体系が眺められる時、かえってあざやかに「アキレスのかかと」を示すのである。この点で例えばシューマンのような鋭利な分析家が法実証主義の内在的検討から何等の矛盾も発見し得ず、唯、「終局的目標」Ultimate goal の確証に關してその合理的基礎を提供し得ないという点に法実証主義の限界をみとめるとともに、その終局的な決定の問題は「哲学の政治学」にゆだねられたのと軌を一にする。<sup>(二)</sup>

紹介

しかしながら、問題は、この正当化機能を果たすべき自然法の要求に適合するものとして提示せられた「義務論的アプローチ」にある。彼のこうした提示の意味を理解するためには、彼のいわゆる「義務論」なるものの考え方も一度『自然法問題の再検討』に立ちかえて概観しておくことが便利であろう。彼はそこで、理想法の主張の基礎として「存在」と「当為」の深淵の架橋というアポリヤをめぐる提起される三つの型の自然法思考のうち存在論的、技術論的それがいづれも難破するかないしは普遍的承認を得がたいことを明かにした後、少くとも近代世界にとって最も抵抗が少いと思われる試みとしてこの「義務論的」アプローチをとりあげる。それはこうである。われわれは少くとも拘束的であるもの (*to déon—that which is binding*) に関して意見の一致があり得るのではないか。ヴィコの有名な法における安定性<sup>11</sup>権威の要素と真理の要素の共存の主張にふれつつ、この真理の要素によって指示されるものこそ「価値」に外ならず、法に内在するこの「価値」に基いて法の拘束力の基礎づけの作業（かかる運動の形式としては、結局、法の中に存するこうした価値の確認とそれによる法の拘束力の基礎づけの作業）かかる運動の形式として「存在」と「当為」を架橋）をさすものに外ならない。そして、この価値は単に主観的な、エモーショナルな反応ではなく、合理的に普遍性をもったものとして解明し得るものである。従って、かかる意味での自然法論は恐らく次のような作業を指すことになる。即ち一方ではあらゆる人間社会に、現に「人間」自体のなかで、是認あるいは否認、同意あるいは拒否を決定しているとともに、法の正、不正、服従義務ありや否やの判断を決定しているある種の窮極的諸規準ないし諸価値を解明し確定すると同時に、かような規準に照らして実定法の内在的価値を確認し、その義務拘束性を基礎づけること、これである。そして、ダントレーヴによればかような窮極的価値の確認の試みは、予想以上に多くの同意に達することになるかも知れないのである。

これがダントレーヴの「義務論」の提言の要旨であった。先述のM・ヴェーバの意味での自然法の機能を果たし得

るといふ点で、この「義務論的アプローチ」が他の型の自然法に勝ることは今や明白であろう。それは法内在的価値の確認によって、法に権力体系にいわば權威の品質を与えたとともに、法を良心において拘束力あるものたらしめるのである。しかし問題は、こうしたアプローチの仕方が果たして本来的な意味で「自然法」と呼ばれるに価するか否かはしばらくおくとして(ダントローヴ自身もこれを否定しない)、法の基礎たるべき普遍的にして且つ客観的な価値なるものがいかにして基礎づけられるのか、その存在構造はいかなるものであるのかという点にある。<sup>(四)</sup>さらに又、全く社会体制を異にし基本的価値原理を異にする社会に対して彼のいう「デモクラシー社会の基本価値」がどれ程の説得性をもち得るのか、更に又、こうした絶対的価値の主張に対し歴史主義、相對主義者達の唱えて来た異議は深い根拠を持つのではないかという点にある。<sup>(五)</sup>こうした疑問なり、批判なりは充分な根拠があるのであって、この点に關する一層の立入った考察が望まれるところである。

しかし、こうした不満は多々あるにしても、それは、ダントローヴの問題提起が法実証主義か自然法かという極めてヴァイタルな現代的問題に一つの新しい光を投げかけ、問題解決への一つの手がかかりをあたえたという功績の価値をいささかも減ずるものではないであろう。

(一) A.P.d'Entrève, *Natural Law*, 1951 p.84 (邦訳二一九—二〇頁)

(二) S.I. Shuman, *Legal Positivism*, 1963, p.165—175, esp. chap. VIII.

(三) A.P.d'Entrève, *The Case for Natural Law Re-examined* (*Natural Law Forum*, vol. 1, 1956), P.44—45

(四) 例えば、ここで提起されたような方向とほぼ類似した問題意識に基いて、価値論としての法哲学を展開したドイツ西南学派が、価値を主観の側における主観的に妥当する当為としてとらえるために、結局は最終的当為規範の相對性から抜け出ることとは出来ず、歴史主義・相對主義に陥るか、全く内容を抽象した形式主義に陥るかしかなかった精神史的必然性を思い浮かべ

紹介

るべきである。内容豊かな価値論を、而も歴史主義、相対主義を超えて打ちたてるといふ至難の企ては、現在ハルトマン・シ  
エーラーの実質的価値倫理学などにその有力な手がかりを求めることが出来よう。ダントレーヴはこれらに対して如何な態度  
を取るのだろうか？

(五) ダントレーヴは、歴史主義・相対主義の立場から当然予想されるこうした批判に対し、「あらゆる場所、あらゆる時代を通  
じて否定されなかったような正義の原則は存在しない」ということを立証することは、未だこうした否定が正しく、合理的であ  
ることを立証するものではない」といふシュトラウスの言葉をもって答えているが (d'Entrève, op. cit., p.47; cf. Leo  
Strauss, *Natural Right and History*, 1953, Chap. I, esp. pp. 9—10) こうした反論は批判の重さに比べてはなはだ説  
得力をかいていると言わざるを得ない。

(六四・十二・十五)